

愛媛労働局発表  
令和元年7月30日

## 【照会先】

愛媛労働局労働基準部監督課  
監督課長 松本城二  
監察監督官 三浦弘之  
電話 089(935)5203 内線 451・452

## 平成30年の定期監督等の実施結果について

—1,836事業場を監督、違反率75.5%—

愛媛労働局(局長 縄田英樹)及び管下5労働基準監督署では、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心して健康に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っています。

このたび、平成30年に管下5労働基準監督署が実施した定期監督等(注)の結果について、以下のとおり取りまとめました。

(注) 定期監督等とは、労働災害発生状況、過去の監督指導歴、各種の情報等に基づいて選定した事業場に対して、労働基準監督官が実施する立入等検査のこと。

### 〈 平成30年の定期監督等の実施結果の概要 〉

#### 1 実施事業場数は1,836事業場 表1参照

- 30年に定期監督等を実施した事業場数は、1,836事業場である。
- 業種別に見ると、製造業(工場等)643事業場、建設業(建設工事現場等)428事業場、商業(小売店等)237事業場等となっている。

#### 2 違反率は75.5% 表1参照

- 30年の違反率は75.5%で、29年の71.9%を3.6ポイント上回っている。
- 業種別(年間100件以上実施した業種に限る。)に見ると、高い順に、運輸交通業(道路貨物運送業、バス・タクシー等)82.3%、保健衛生業81.2%、商業(小売店等)80.2%、製造業76.8%等となっている。

#### 3 主な法違反は、労働時間426件、割増賃金381件、健康診断346件、安全基準343件等 表2参照

- 長時間労働や不適切な労働時間管理の事業場、割増賃金を適正に支払っていない事業場が多く認められた。
- また、定期健康診断を実施していない事業場、機械・荷役運搬機械・建設機械・仮設物(型枠・足場等)等の安全措置が講じられていない事業場が多く認められた。

## 【今後の方針】

今後とも、労働条件や安全衛生をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施するとともに、重大な法令違反や、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、司法処分に付すなど厳正に対処することとしています。

参考：令和元年度の監督行政にかかる行政運営について（抜粋）

### 1 働き方改革関連法等の周知・徹底などを通じた労働環境の整備

働き方改革関連法により改正された、時間外労働の上限規制や有給休暇の時季指定義務等を中心に、引き続き積極的な周知を図るとともに、的確な監督指導を行います。また、「労働時間改善指導・援助チーム」による中小規模事業場に対する労働時間制度、長時間労働削減の取り組みについての相談・指導等を行います。

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、適正な労働時間管理・健康管理に関する窓口指導、監督指導を徹底します。特に、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えている疑いがある事業場等に対しては、引き続き監督指導を徹底するとともに、複数の事業場で違法な長時間労働を行っている場合などは、公表等の取組を行います。

- 働き方改革関連法等の円滑な施行
- 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止に係る監督指導

### 2 労働条件の履行確保・改善対策

基本的労働条件の枠組みやその管理体制の確立を図り、これを定着させることが重要であり、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処します。

- 賃金不払残業防止のための「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・徹底
- 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、介護労働者等の特定の分野における労働条件確保改善のための労働基準関係法令遵守の徹底
- 解雇・賃金不払等に係る申告への迅速かつ的確な対応
- 「労災かくし」排除のための周知・啓発、悪質事案に対する厳正な対処

### 3 労働者が安全で健康に働くことのできる職場づくり

労働者が安全で健康に働くことのできる職場の実現に向け、愛媛第13次労働災害防止推進計画の2年目となる本年度は、以下の事項を重点として安全衛生対策を推進します。

- 死亡災害の撲滅を目指し、建設業での墜落・転落災害及び災害復旧工事等における災害、製造業での設備・機械等による災害、林業での伐木・運搬作業時の災害等に係る安全対策を推進する。
- 死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせるため、製造業、建設業、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）、道路貨物運送業の災害特性に応じた安全対策を推進する。
- 増加している高年齢労働者及び非正規労働者、外国人労働者の災害防止に配慮した安全衛生対策を推進する。
- 増加している熱中症、転倒災害、交通労働災害、減少傾向が見られない腰痛の安全衛生対策を推進する。
- 過重労働対策、メンタルヘルス対策等の労働者の健康保持対策を推進する。